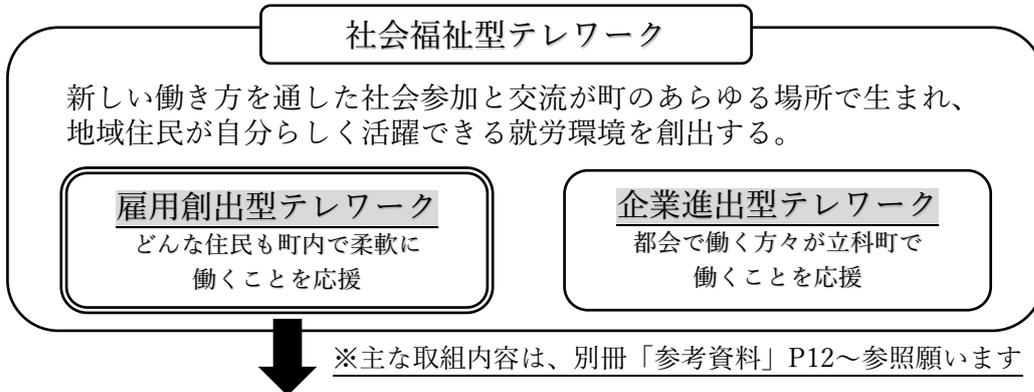


# 「一般社団法人 立科町振興公社」の設立について

## I これまでの経過等

[平成 27 年度]…「まち・ひと・しごと創生 立科町総合戦略」に、「高齢者や障がい者等の就労機会の確保のための労働環境の充実等の支援」を盛り込み、併せて「テレワークセンターの設置」を明記し、以降、「**社会福祉型テレワーク\***」が実装された町を目指す。

\*<sup>1</sup> 社会福祉型テレワーク：働くことに様々な事情がある多様な住民が、町のあらゆる場所でテレワークを活用して仕事を通じた社会参加を果たす仕組



[令和元年度以降]…立科町テレワークセンターを本格稼働し、事業推進。

- 住民ワーカーの募集・育成(説明会・研修会)○就労環境の整備(テレワークセンター・備品・業務システム等)
- 業務受注に向けた営業活動(新規顧客開拓、広報活動) ○受注業務の実施と管理(業務運営体制の構築)

推移	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	累計
登録ワーカー数(人)	9	27	16	8	15	22	17	114
受注金額(千円)	650	1,618	6,773	14,373	19,049	25,982	18,800	87,245

[令和 3 年度]…地方創生推進交付金：小規模自治体の多様な働き方モデル創出事業「営業活動強化のための自立化支援アドバイザー業務委託」(～4 年度)

〈法人化の検討に入ったきっかけ〉

- ・立科町社会福祉型テレワーク事業の自立に向けて、受け皿となる組織の必要性が高まった  
→ 運営上、法律上、経営上の課題 ※別冊「参考資料」P22 参照願います
- ・報告書では、テレワーク事業だけでなく、他の事業も含めての検討を行う旨が記載される。  
→ 町行政では解決が難しい地域課題や、町行政から切り離すことで業務の更なる発展や効率化が見込める事業の推進母体としての可能性を見極める必要がある

[令和 4 年度]…令和 4 年度予算編成方針：重点施策「振興公社設立準備」明記(～5 年度)

[令和 6 年度]…令和 6 年度予算編成方針：重点施策「仮称：一般社団法人立科町地域振興公社設立(法人組織立ち上げ)」を明確にし、令和 3 年度業務委託による成果を基に当初の事業候補を**テレワーク事業**と**(株)立科町農業振興公社事業**として検討を開始するため、「法人設立検討プロジェクトチーム」を設置し、検討会を 6 回開催した。

テレワーク事業	運営上、法律上、経営上の懸念を払拭して事業継続及び拡大を図るため、法人格を持つ運営・管理団体を設置し、運営体制を整備する必要がある。
(株)立科町農業振興公社事業	一般社団法人への移行により、人的体制は現状より向上する可能性はあるものの、現組織において、収益に繋げられる体制や必要となる設備等の整理が出来てきた。そのため、(株)立科町農業振興公社として、事業強化できる部分について、町の協力体制も含めた中で、検討を行う必要性も見えてきた。(法人移行の緊急性は低い)

[10 月末]

**法人設立の方向性について (町の方針)**

**→ テレワーク事業で法人をスタート (令和 7 年 4 月)**

## II 一般社団法人について

1 根拠法 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号)

2 ポイント

(1) 非営利法人である(最大の特徴)

→ 営利≠利益 … 利益を出していい。営利=分配(配当)を出すこと

よって、一般社団法人で言う「非営利」とは、事業で利益を出してはいけないということではなく、事業で利益を出しても構わないが『分配(配当)してはいけない』ということ。

→ 利益として余った額は、翌年度の事業活動のために繰越すことになる。

・無報酬(給与)ではない(ボランティア活動ではない)

→ 労働に見合った給料等は支払うことができる。

利益が出たら、次年度従業員の給料や役員報酬を増額することも選択肢

・無料・格安でのサービス提供は必要ない

→ 事業継続のためには、利益を出し、労働の対価としての人件費を支払い、安定的な事業活動を継続して行う

(2) 設立が容易

→ 法律の施行により、簡便となった(自由度が高く、それまでの「社団法人」に比べ、設立が非常に容易な「一般社団法人」が誕生)※準則主義(登記のみで成立)

→ 同じく営利を目的としない法人、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」と比べ、書類の難易度、必要な人員、設立までの準備期間等、どの項目も簡単に設立ができる

(3) 一般社団法人設立の主な要件等

①人的要件 設立時社員が2名以上(法人○)

理事が1名以上(法人×) ※理事会を設置する場合には3名以上の理事が必要

②法人名称 必ず「一般社団法人」を入れる。(法第5条)

③組織

区分	名称	説明及び役割	補足
社員	社員	総会で議決権を有する者 一般社団法人の設立に関わる人物	設立時2名以上
	社員 総会 (必須)	一般社団法人における意思決定機関 ・運営や管理、法律に関する事項など、法人に関する一切の決定権を持つ(法人の運営方針等を決める) ・法人の運営責任者である理事の任命や解任を決める	全ての社員で構成
役員	理事 (必須)	一般社団法人を運営する者	最低1名必要 社員との兼務可能
	理事会	3名以上の理事と1名以上の監事から成るもので、一般社団法人の業務の意思決定を行う ・理事会が業務の意思決定を、代表理事・業務執行理事が業務を遂行する。 ・決定をする理事とそれを実行する理事の役割が分かれる。代表理事や業務執行理事以外の理事は、法人の意思決定のみに関わる。	設置は必須ではない 原則年4回開催 任期:2年
	監事	理事の業務監査と会計監査を行い、監査報告を作成。 理事の不正が判明した場合、理事会や社員総会に報告する義務がある。	理事会設置法人の場合1名以上 <b>必須</b> 任期:4年
従業員	法人と雇用契約を結んだ人。給与の支払いが発生する		

### III 法人の概要

- 1 法人の名称 「一般社団法人 立科町振興公社」
- 2 法人の設立年月日 令和7年4月1日（法人登記申請予定日）
- 3 法人のビジョン「町の資源を活かして豊かな地域を創る」
- 4 法人の目的

第3条 公社は、立科町の豊かな資源の可能性を追求するとともに、地域の多様な人財がつながりながら、その能力を発揮する機会と場を提供することで、社会参加と貢献を促し、もって立科町の発展及び地域経済の活性化並びに関係団体の成長と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### 5 法人の事業

- 第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) テレワークによる地域住民の雇用創出、就労支援、所得向上に資する事業
  - (2) 多様な働き方の推進及び普及・啓発事業
  - (3) 人材の職業適性能力開発のための調査・研究、研修・教育事業
  - (4) アウトソーシング業務の受託・請負事業
  - (5) 地域コミュニティ維持のための取組みに関する事業
  - (6) 地域の振興に関する事業
  - (7) 産業振興に関する事業
  - (8) 公共施設の管理運営受託事業
  - (9) 前各号に附帯関連する一切の事業

#### 6 役員について

- 第21条 公社に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

#### 7 事業年度

第39条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 8 剰余金の不分配

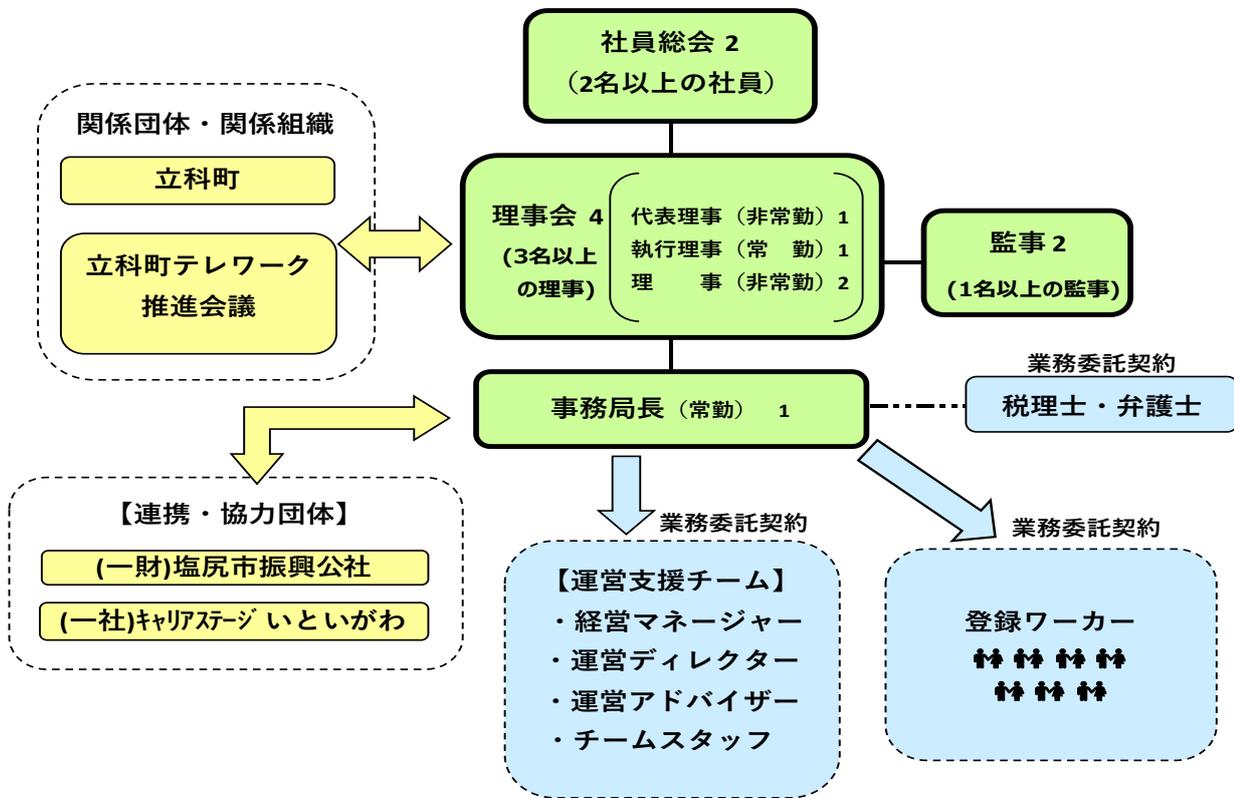
第42条 公社は、剰余金の分配を行わない。

#### 9 剰余財産の帰属

第46条 公社が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### IV 法人組織体制(案)について

[事務所の所在地：立科町大字芦田 2602 番地 1 (立科町テレワークセンター内) ]



## V 立科町との連携

第6次立科町総合計画（R7～R16年度）が目指す将来像「人と自然が輝く町」の実現に向けた相互連携と協力のもと、立科町の発展及び地域経済の活性化並びに関係団体の成長と町民生活の向上に向けた取組みについて、法人としての役割を果たす。

（参考：第6次立科町総合計画～抜粋～）

### 4 産業振興

#### 基本目標：地域資源と人材が価値を生み出す産業のまちづくり

##### ■目指すゴール

人口と地域経済とは密接に関わっています。人口減少が経済縮小に連鎖しないよう、他地域に比べて優位な地域資源や人材を時代変化に対応しながら有効に活用していく産業活動を支援します。また、インターネットを介した仕事を受注する民間の体制を構築することで、地域に外貨を引き込むとともに多様な働き方を支援します。

##### ■プロジェクト重点目標

#### 4-3 多様な働き方を生み出すテレワークの推進

[力を入れて取り組むこと]

テレワーク推進事業の運営体制を振興公社へ移行し、運営態勢を確立・強化します。より多くの町民が多様な働き方を通して社会貢献を果たすことができる体制を構築します。

##### ■関連する施策

施策		テレワーク事業に関連する主要施策		
43	商工業の振興	432	雇用・労働環境の充実	○社会福祉型テレワークによる人材育成と雇用創出 ○振興公社の設置・運営
		433	企業誘致の促進	○テレワーク可能な業種の起業人材の誘致・支援

[今後の法人事業内容の可能性として]

#### (1)行政業務のアウトソーシング

- ・町業務受託（DX推進支援、データ入力、資料送付、臨時的な業務、ふるさと納税、公共交通等）
- ・他自治体や団体の業務受託

#### (2)その他の自主事業

- ・講座・講演会の企画運営 ・ロゴ・キャラクターのグッズ販売 ・空き家の管理・報告業務 ・職員研修の実施

## VI 法人の運営収支（見込）等

（単位：千円）

区分		初年度 (R7年度)	2年目 (R8年度)	3年目 (R9年度)	4年目 (R10年度)	5年目 (R11年度)
収入	総収入	24,300	26,000	30,000	33,000	36,000
支出	外注費（ワーカー・DR委託額）	14,400	15,600	18,000	19,800	21,600
	〃（土業・アドバイザー等）	11,000	8,800	7,500	7,500	7,500
	役員報酬	360	360	360	360	360
	賃借料（事務所・システム等）	2,166	2,166	2,166	2,166	2,166
	その他運営費等	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976
	計	30,902	29,902	31,002	32,802	34,602
差し引き（収益）		△6,602	△3,902	△1,002	198	1,398
立科町負担見込額（人件費除く）		7,000	4,000	1,000	0	0
出捐金（出資金）		5,000	0	0	0	0

## VII 今後の予定

- 2月12日(水) 議会全員協議会での説明
- 18日(火) 立科町テレワーク推進会議
- 25日(火) 一般社団法人立科町振興公社 設立総会
- 3月(上旬) 定款(案) 公証役場での認証
- (上旬～中旬) 令和7年第1回立科町議会定例会(令和7年度予算案・条例改正案の審議)
- 4月1日(火) 法人設立登記申請日・法人業務開始

■一般社団法人 立科町振興公社 テレワークによる雇用創出事業スケジュール

凡例 ○ 作業実施予定 ▽ 作業完了予定

事業	事業内容	R6 3月	R7年度												R8年度				R9年度	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6	7~9	10~12	1~3	前期	後期
<b>(1)理事会等の開催</b>																				
ア 理事会等	定時社員総会	年1回			○												○			○
	理事会	年4回			○		○					○				○	○	○	○	○
<b>(2)事業推進体制の整備</b>																				
ア 法務・経理・庶務	規則等整備		○	▽																
	契約様式整備		○	▽																
	システム導入（基幹系、会計）		○	▽																
イ 運營業務委託	契約（運営支援チーム、土業）		○	▽																
	運營業務の実施	通年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ その他	プライバシーマークの取得													○	○	▽				
<b>(3)アウトソーシング業務の受託・請負事業の推進</b>																				
ア 新規契約の締結	既存クライアント		○	○	○	○	▽													
	新規クライアント	通年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ 請負業務の推進	受託業務定例MTG	通年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ 新規営業活動	営業方針の策定							○	○	▽						○				○
	営業方針に沿った営業活動の実施										○	○	○	○	○		○	○	○	○
<b>(4)テレワークによる地域住民の雇用創出</b>																				
ア 登録ワーカーマネジメント	（アクティブワーカー）登録・契約作業		○	▽																
	（非アクティブワーカー）登録作業			○	○	○	▽													
	新規ワーカー募集（地域拡大）	通年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ワーカー募集説明会開催	年3回			○					○				○		○	○	○	○	○
	育成研修の実施															○	○		○	○
イ 障がい者ワーカー	託児環境の検討																			
	検討、調整開始									○		○		○						
	業務開始（トライアル実施→本格実施）														○	○	○	○	○	○
<b>(5)多様な働き方推進のためのネットワーク構築</b>																				
ア 連携協定の締結	自治体間、企業、団体等		○	▽	○	▽				○	▽					○	▽			
イ 広域連携への参加	テレワークによる就労支援広域連携会議	隔月			○		○		○		○		○		○					
	デジタルワークシェア共同体の活動	隔月			○		○		○		○		○		○					
ウ 実証事業への参加	（参加予定）総務省R6補正予算対象事業	随時					○	○	○	○	○	○				○	○			

# 一般社団法人立科町振興公社定款（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人立科町振興公社（以下「公社」という。）と称する。

（事務所）

第2条 公社は、主たる事務所を長野県立科町に置く。

2 公社は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第3条 公社は、立科町の豊かな資源の可能性を追求するとともに、地域の多様な人財がつつながりながら、その能力を発揮する機会と場を提供することで、社会参加と貢献を促し、もって立科町の発展及び地域経済の活性化並びに関係団体の成長と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テレワークによる地域住民の雇用創出、就労支援、所得向上に資する事業
- (2) 多様な働き方の推進及び普及・啓発事業
- (3) 人材の職業適性能力開発のための調査・研究、研修・教育事業
- (4) アウトソーシング業務の受託・請負事業
- (5) 地域コミュニティ維持のための取組みに関する事業
- (6) 地域の振興に関する事業
- (7) 産業振興に関する事業
- (8) 公共施設の管理運営受託事業
- (9) 前各号に附帯関連する一切の事業

（公告の方法）

第5条 公社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

（入社）

第6条 公社の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、公社所定の様式により申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 社員は、公社の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社）

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に公社に対して予告をするものとする。

（除名）

第9条 公社の社員が、公社の名誉を毀損し、若しくは公社の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき  
(社員名簿)

第11条 公社は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 会社の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第20条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総

会規則で定める。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において理事の中から選任し、代表理事をもって理事長とする。

3 監事は、公社又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする公社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする公社との取引

(3) 公社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における公社と  
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅延なく、その取引についての重要な事実を理

事に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 29 条 公社は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 公社は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は公社の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100 万円以上で公社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 公事に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則で定める。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出等)

第 38 条 公社は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、公社が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及びその方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第 7 章 会 計

(事業年度)

第 39 条 公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 公社の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 42 条 公社は、剰余金の分配を行わない。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 44 条 公社は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 45 条 公社は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によるほか、法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

- 第 47 条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 48 条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第 49 条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとし、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

## 第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第 50 条 公社の設立初年度の事業年度は、公社の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

- 第 51 条 公社の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
設立時代表理事	○ ○ ○ ○			
設立時監事	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 第 52 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住  所	
設立時社員	○ ○ ○ ○

住  所	
設立時社員	○ ○ ○ ○

(法令の準拠)

- 第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人立科町振興公社設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 4 月 1 日

設立時社員 ○ ○ ○ ○ ①

設立時社員 ○ ○ ○ ○ ①